**-------------------------**

**規則**

**-------------------------**

高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年６月１日

高知県知事　濵田　省司

**高知県規則第39号**

**高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県漁港管理条例施行規則（昭和38年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第５条の２第４項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得たときは、指定管理者が定める方法により利用の許可を受けることができる。

第５条の２第５項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理漁港施設のうち田ノ浦漁港の製氷貯氷施設にあっては、知事が別に定めるところにより利用の許可を受けることができる。

第５条の２第６項中「前項」を「前項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書の田ノ浦漁港の製氷貯氷施設にあっては、知事が別に定めるところによる。

第８条中「第14条第３項」を「第14条第４項」に改める。

別記第１号様式から別記第６号様式の３までの規定中「㊞」を削る。

別記第６号様式の４中

「１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま

す。）。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」を

「１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを

提起することができなくなります。）。　　　　　　　　」に改める。

別記第７号様式から別記第11号様式までの規定中「㊞」を削る。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「」を削る。

別記第14号様式中「㊞」を削る。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

◎高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則